

# 「省エネルギー振興法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

省エネルギー振興法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五三五年・省エネルギー振興法令(プララーチャバンヤット・ガーンソンサーム・ガーンアヌラック・パランガーン)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

第三条

本法令において、

「エネルギー(パランガーン)」とは、活動源になる物の内部に有するところの仕事における能力を意味する。すなわち再生エネルギー及び非再生エネルギーに加え燃料、熱、電気のような活動源も意味する。

「再生エネルギー(パランガーン・ムンヴィエン)」とは、木、薪、籾殻、カス、サトウキビ、生物、水、太陽光、地熱、風及び波などから得られるエネルギーを意味する。

「非再生エネルギー(パランガーン・シンブルアン)」とは、石炭、油母頁岩、オイルサンド、原油、燃料油、天然ガス、原子力などから得られるエネルギーを意味する。

「燃料(チュアブルーン)」とは、石炭、油母頁岩、オイルサンド、燃料油、天然ガス、燃料ガス、合成燃料、薪、木、籾殻、サトウキビ滓、ゴミ及び国家エネルギー政策委員会が官報で布告し定めるところに基づくその他の物を意味する。

「燃料油(ナンマン・チュアブルーン)」とは、ガス、ガソリン、航空燃料、灯油、軽油、重油、国家エネルギー政策委員会が官報で布告し定めるところに基づくその他の石油製品で油と似た名のその他の油を意味する。

「ガス(カート)」とは、炊事用ガスとして使用される液体石油ガス、もしくは液体炭化水素ガス、すなわちプロパン、プロピレン、ノーマル・ブタン、アイソ・ブタン、またはブチレンのいずれか、あるいは混合したものを意味する。

「精製工場(ローング・クラン)」とは、燃料油精製工場、燃料油製造及び販売所に加え、ガス分離工場及び石油化学及び揮発物工場を意味する。

「国家エネルギー政策委員会(カナカマカーン・ナヨパーイ・パランガーン・ヘンチャート)」とは、国家エネルギー政策委員会設置法に基づく国家エネルギー政策委員会を意味する。

「省エネルギー(アヌラック・パランガーン)」とは、効率的で節約的なエネルギー生産及び使用を意味する。

「検査(トルワットソープ)」とは、調査、検量、データ収集を意味する。

「工場(ロンガーン)」とは、工場法に基づく工場を意味する。

「工場主(チャオコーン・ロンガーン)」とは、工場運営の責任者を意味する。

「建物(アーカーン)」とは、建築物管理法に基づく建物を意味する。

「建物主(チャオコーン・アーカーン)」とは、建物を占有するその他の者も意味する。

「基金(ゴーントゥン)」とは、省エネルギー振興基金を意味する。

「基金理事会(カナカマカーン・ゴーントゥン)」とは、省エネルギー振興基金理事会を意味する。

「係官(パナックガーン・チャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行で大臣が任命した者を意味する。

「局長(アティボディ)」とは、代替エネルギー開発・省エネルギー局長、もしくは代替エネルギー開発・省エネルギー局長が委任した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、エネルギー大臣を意味する。

第四条

本法令に基づく省エネルギー振興に資するために国家エネルギー政策委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 内閣に省エネルギーに係る政策、目標もしくは標準を具申する。
- (二) 第八条及び第一八条に基づく勅令制定で内閣に具申する。
- (三) 第九条、第一一条、第一九条及び第二三条に基づく省令制定で提言する。
- (四) 第二八条(一)に基づく基金支払いの方針、原則、要件及び優先順位を定める。
- (五) 第二八条(五)に基づく基金に入金しなくてもよい燃料油の種類を定める。
- (六) 第三五条、第三六条及び第三七条に基づく燃料油の基金への入金レートを定める。
- (七) 第四三条に基づく特別手数料レートを定める。
- (八) 工場、建物への振興・支援、第四〇条に基づく省エネルギーにおいて使用するための高効率の機械または設備の製造者または販売者、あるいは原材料製造者または販売者への振興・支援における方針、原則及び要件を定める。
- (九) 本法令が定めたところに基づくその他の執行
- (五)及び(六)に基づく規定は官報で告示する。

#### 第五条

本法令に基づく執行のためにいずれかの者に文書もしくは命令を送達するにあたっては、日照時間内またはその者の業務時間内に担当者が届けるか、あるいは書留郵便で送る。

何らかの事由で第一段に基づく方法で送達できない場合は、その者の住所、事務所、もしくは最新の国民登録法に基づく住居登録書にある住居の視認しやすい場所に文書もしくは命令を掲示する方法、あるいはその土地で通常販売されている新聞に内容の要約を公告する方法で送達することができる。

第二段に基づく方法で送達し、七日が経過した時、その者は文書もしくは命令を受け取ったものとみなす。

#### 第六条

総理大臣、エネルギー大臣、工業大臣、財務大臣及び内務大臣をその権限義務に係る部分において主務大臣とする。

エネルギー大臣は係官を任命し、本法令に基づく執行のための省令の制定及びその他の事業を定める権限を有する。

省令は官報で告示した時に施行することができる。

#### 第一章

##### 工場における省エネルギー

#### 第七条

工場における省エネルギーとは以下のいずれかの活動とする。

- (一) 燃料の燃焼効率の改善
- (二) エネルギー消尽防止
- (三) 使用済みエネルギーの再利用
- (四) 別のエネルギー使用への変更
- (五) 電力構成の修正による電気使用の改善、電気設備使用システムの適正利用及びその他の方法での電力使用ピーク時の電力需要の引き下げ
- (六) 高効率の機械もしくは設備の使用、省エネルギーを支援する仕事及び原材料の制御システム使用
- (七) 省令で定められたその他の方法による省エネルギー

#### 第八条

統制工場とする工場の種類、規模、エネルギー使用量、もしくはエネルギー使用方法は勅令により定める。

第一段に基づく勅令は官報告示日から一二〇日が経過した時に施行する。

第一段に基づく勅令で定められた規模もしくは量に満たないエネルギーを使用しており、当該水準で継続して六ヶ月以上エネルギーを使用する統制工場主は、事由と共に詳細を届け出て、当該期間にわたって本法令に基づく遂行義務の免除を局長に申し立てることができる。当該申立があった場合、局長は免除するかどうかを審査し、その結果の通知書を統制工場主に速やかに送る。

#### 第九条

統制工場主は、国家エネルギー政策委員会の提言により大臣が制定した省令で定められた標準、原則、及び方法に基づき、自己の工場におけるエネルギー使用で省エネルギー、検査、分析をしなければならない。

#### 第一〇条

相当の事由がある場合、局長は統制工場主に対して第九条に基づき制定された省令で定められた標準、原則、方法に従った省エネルギーの検査のために、エネルギー使用に係る事実関係を提出させる命令を出す権限、及びその命令を受け取った日から三〇日以内にその統制工場主に従わせる権限を有する。

#### 第一一条

第一〇条で規定したほかに、統制工場主は以下の義務を有する。

- (一) 第一三条に基づく資格を有するエネルギー責任者を各工場に一人以上置く。
- (二) 製造、エネルギー使用及び省エネルギーに係るデータを省令で定めた書式及び期間に従いエネルギー開発振興局に送付する。
- (三) エネルギー使用、エネルギー使用に影響する機械もしくは設備の設置または変更のデータを記録する。ここに省令で定めた原則及び方法に従う。
- (四) 統制工場の省エネルギーの目標及び計画を定め、省令に基づく原則、方法及び期間に従いエネルギー開発振興局に送付する。
- (五) 省エネルギーの目標及び計画の遵守について検査、分析する。ここに省令で定めた原則、方法及び期間に従う。

本条に基づく省令は国家エネルギー政策委員会の提言により大臣が制定する。

#### 第十二条

第八条に基づき制定された勅令の施行日の前に統制工場であった場合、第八条に基づく統制工場を定める勅令が施行された日から一八〇日以内に、あるいは第八条に基づき制定された勅令の施行日に、または施行日後に統制工場となった場合は統制工場となった日から一八〇日以内に、統制工場主はエネルギー面での責任者を置き、局長に通知する。

#### 第十三条

エネルギー責任者は以下のいずれかの資格を有していなければならない。

- (一) 統制工場主の保証に基づく省エネルギー面で実績のある、上級職業課程卒業証書取得者で三年以上工場勤務経験を有する者。
  - (二) 統制工場主の保証に基づく省エネルギー面で実績のある、工学もしくは科学の学位を持つ者。
  - (三) 省エネルギー研修の修了者、あるいはエネルギー省が催す、または承認したものと類似した目的を有する研修の修了者。
- (一)(二)に基づく統制工場主の保証は局長が定めた形式に従う。

#### 第一四条

エネルギー責任者は以下の義務を有する。

- (一) エネルギー使用機械及び設備の効率性の定期的なメンテナンスと検査。
- (二) 省エネルギー基準に準拠したエネルギー使用方法の改善
- (三) 統制工場主がエネルギー開発振興局に送付するデータの保証。
- (四) 係間がその記録の正しさを検査、保証するために第一条(三)に基づくデータ記録の監督。
- (五) 第一条(四)に基づく統制工場の省エネルギー目標及び計画の制定にあたっての統制工場主への助力
- (六) 第一条(五)に基づく検査・分析結果の保証
- (七) 第一六条に基づく局長の助言に基づく遂行での統制工場主への援助。

#### 第一五条

統制工場主は第一条(三)に基づきデータを記録し、その利用と係官の検査に資するため五年以上にわたって統制工場内に保管する。

#### 第一六条

統制工場主がエネルギー開発振興局に送付しなければならない第一条(四)に基づく省エネルギー目標及び計画は、第九条に基づき制定された省令で定められた標準、原則、方法の達成に向けた工場内の省エネルギー実践計画を示す詳細を有する。

当該省エネルギー目標及び計画が正しくないと判断したとき、局長は統制工場が第一段に基づき正しく改善するために助言する義務、さらに改善後の省エネルギー目標及び計画に従うよう統制工場を監督及び督促する義務を有する。

### 第二章

#### 建物内の省エネルギー

#### 第一七条

建物内の省エネルギーとは以下のいずれかの活動とする。

- (一) 建物内に差し込む太陽光による熱の引き下げ。
- (二) 効率的な空気調節に加え、建物内の温度の適温調節。
- (三) 省エネルギーを支援する建築資材の使用とその建築資材の品質の表示。
- (四) 効率的な建物内の照明。
- (五) 建物内の省エネルギーをもたらす機械、設備及び原材料の使用及び設置。
- (六) 機械及び設備の稼動制御システムの使用。
- (七) 省令で定められたその他の方法による省エネルギー。

#### 第一八条

統制建物とする建物の種類、規模、エネルギー使用量、もしくはエネルギー使用方法は勅令により定める。

第八条第二段及び第三段を準用する。

#### 第一九条

統制建物の省エネルギーに資するため、大臣は国家エネルギー政策委員会の提言により以下を定める省令を制定する権限を有する。

- (一) 建物の総熱排出値及び建物内のエネルギー使用値。
- (二) 建物の建築資材の熱排出値、建物の総熱排出値及び建物内のエネルギー使用値算出の原則、方法及び要件。
- (三) 建物内の空気調節、温水産出及び熱供給の標準。

## 第二〇条

第一九条に基づく省令の制定にあたって、建築物管理法に基づく建築物管理委員会が建築物管理法に基づき建築物統制の適用を承認した場合、当該省令は仏暦二五二二年建築物管理法の第八条に基づき制定された省令と同じ効力を持つものとみなし、建築物管理法に基づく権限保持者は当該省令に従った建物の建設もしくは改修を統制する権限を有する。この場合、建築物管理法の適用を定めた勅令が出されていない地域の建物であっても、建築物管理法の適用地域にあるものとみなす。ただし本法令に基づく執行に資する範囲内に限る。

## 第二一条

統制建物主は第一九条に基づき制定された省令で定められた標準、原則及び方法に従い自己の建物内のエネルギーを節約し、エネルギー使用を検査、分析しなければならない。

第一〇条を統制建物主にも準用する。

## 第二二条

第一一条、第一二条、第一五条及び第一六条を統制建物主に、第二三条及び第一四条を統制建物主のエネルギー責任者に準用する。

## 第三章

機械、設備の省エネルギーと省エネルギーのための資材使用奨励

## 第二三条

機械もしくは設備の省エネルギー、及び省エネルギーに向けた資材使用振興に資するために、大臣は国家エネルギー政策委員会の助言により以下の件について省令を制定する権限を有する。

(一)種類、規模、エネルギー使用量、非再生エネルギー比率、及びエネルギー使用の効率に基づき、高効率性を有する機械もしくは設備を規定する。

(二)種類、品質及び標準に基づき省エネルギー目的で使用するための資材を規定する。

第一段に基づく高効率性を有する機械もしくは設備、あるいは省エネルギー目的で使用するための資材の製造者及び販売者は、第四〇条に基づき振興及び支援を申請できる権利を有する。

## 第四章

省エネルギー振興基金

## 第二四条

省エネルギーに係る業務の支援もしくは助成に使用するため、あるいは運転資金として使用するために、財務省内に「省エネルギー振興基金(ゴーンタウン・ブワ・ソンサーム・ガーンアヌラック・パランガン)」と呼ぶ、以下の資金及び財産で構成される一基金を設置する。

(一)総理大臣が定めた金額にしたがった燃料油不足状態解決防止法に基づく燃料油基金からの資金。

(二)第三五条、第三六条及び第三七条に基づく納入金。

(三)第四二条に基づき徴収される特別手数料金。

(四)政府からの助成金。

(五)国内外の民間セクター、外国政府もしくは国際機関から得たその他の資金または財産。

(六)基金から発生する利得。

財務省が基金の資金及び財産を保管し、本法令に基づく基金の支出業務を管理する。

## 第二五条

基金の資金は以下の目的のために使用する。

(一)官庁もしくは国営企業の省エネルギーにおける投資及び業務、もしくは省エネルギーによる環境問題解決に対する運転資金、支援金もしくは助成金として。

(二)省エネルギーにおける投資及び業務、もしくは省エネルギーによる環境問題解決における民間に対する運転資金、支援金もしくは助成金として。

(三)以下の件における官庁、国営企業、教育機関もしくは民間機関に対する支援金または助成金として。

(a)省エネルギー・プロジェクトもしくは省エネルギーによる環境問題の防止解決に係るプロジェクト。

(b)エネルギーの開発、振興及び節約、省エネルギーによる環境問題防止解決、及びエネルギー政策、計画の制定に係る研究、調査、学習。

(c)省エネルギーもしくは省エネルギーによる環境問題防止解決に係る実験プロジェクト、あるいは創造プロジェクト。

(d)エネルギーに係る教育、研修、会議。

(e)省エネルギーの開発、振興、及び省エネルギーによる環境問題の防止解決に係る公告、情報公開及び広報。

(四)本法令に従った省エネルギー振興管理における費用として。

## 第二六条

第二五条(三)に基づき支援金もしくは助成金を受ける権利を有する民間機関は、タイまたは外国の法律に基づく法人の地位を有し、かつ省エネルギー、あるいは省エネルギーによる環境問題防止解決に直接関係する事業を有していなければならない、政治目的を有していたり、営利目的を有してはならない。

## 第二七条

総理大臣が委任した副総理大臣を理事長、エネルギー省次官、工業省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、工業製品規格事務局事務局長、主計局長、代替エネルギー開発・省エネルギー局長、公共土木・都市計画局長、工場局長、タイ国工業連盟会長、王室後援タイ国エンジニアリング協会会長、及び内閣が任命する七人以下の有識者を理事、エネルギー政策・計画事務局事務局長を理事兼書記とする基金理事会を一理事会設置する。

第一段に基づく有識者理事の任命は、経済、金融、科学、エネルギー、及び環境の質振興保全に係る実績、経験を有する知識、専門性を持った人物から検討する。

## 第二八条

基金理事会は以下の権限義務を有する。

(一)国家エネルギー政策委員会に対し、第二五条で定めた目的に基づく基金支出の方針、原則、要件、重要性順位を具申する。

(二)第二五条で定めた目的に基づく使用のための基金資金の配分審査。ここに第四条(四)に基づき国家エネルギー政策委員会が定めた方針、原則、要件、重要性順位に従う。

(三)基金の配分申請、支援金もしくは助成金申請の原則及び方法に係る規則の制定。

(四)国家エネルギー政策委員会に対し、燃料油の基金への納付金レートを具申する。

(五)国家エネルギー政策委員会に対し、基金に納付しなくてもよい免除措置が受けられる燃料油の種類を具申する。

(六)国家エネルギー政策委員会の承認により特別手数料レートを定める。

(七)特別手数料の免除。

(八)国家エネルギー政策委員会が第四条(八)に基づき定めた方針、原則及び要件に沿って第四〇条(二)に従った振興及び支援の申請認可を審査する。

(九)第四一条に基づく振興及び支援の申請原則及び方法に係る規則を定める。

(一〇)本法令で規定されたところに基づくその他の業務遂行。

(三)(七)及び(九)に基づく規定は官報で告示する。

#### 第二十九条

有識者理事の任期は一期三年とし、退任した有識者理事は再任されることができる。

#### 第三〇条

第二十九条に基づく任期切れの場合のほかには有識者理事は以下の時に退任する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。
- (三)悪品行、背任、もしくは能力不足を理由に内閣が解任した。
- (四)破産者となった。
- (五)無能力者もしくは準無能力者となった。
- (六)確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪もしくは軽犯罪である場合はその限りではない。

#### 第三一条

先に任命された有識者理事の任期途中に、増員もしくは変更で新たな有識者理事が任命された場合、新たに任命された有識者理事の任期は、先に任命された有識者理事の任期と同じとする。

#### 第三二条

有識者理事が任期切れをもって退任したが、新たな有識者理事の任命がなされていない場合は、退任した有識者理事が新たな有識者理事が任命されるまで引き続き任に当たる。

#### 第三三条

理事会の会議は全理事数の半数以上の出席をもって成立する。理事長が会議にいないとき、出席下理事が一人の理事を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってする。理事一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

#### 第三四条

理事会は、理事会の委任に基づく審議もしくは業務のために小委員会を任命する権限に加えて、いずれかの者を招き、事実関係、説明、助言、意見を求める権限を有する。

第三三条を小委員会の会議にも準用する。

#### 第三五条

精製工場で燃料油を製造する者、及び王国内での使用のために販売する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、製造した燃料油の量、及び王国内での使用のために販売した量に基づき基金に納付金を納める。

第一段に基づく納付は、もしあれば燃料油の個別物品税支払いと共に個別物品税局に納める。ここに個別物品税局が定めた規則に従う。

#### 第三六条

王国内での使用のために燃料油を輸入する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、王国内での使用のために輸入した量に基づき基金に納付金を納める。

第一段に基づく納付は、もしあれば燃料油の関税支払いと共に関税局に納める。ここに関税局が定めた規則に従う。

#### 第三七条

天然ガス分離製造者である石油法に基づく事業者からガスを購入もしくは取得する者は、国家エネルギー政策委員会が定めたレートに従い、基金に納付金を納める。



第一段に基づく納付は、もしあればガスについての事業権料支払いと共に天然燃料局に納める。ここに天然燃料局が定めた規則に従う。

### 第三八条

第三五条、第三六条もしくは第三七条に基づき基金に納付する義務を有する者が納付しなかった、あるいは納付額を全て納付しなかった場合、精製工場で燃料油を製造する者、及び王国内での使用のために販売する者であれば個別物品税局、王国内での使用のために燃料を輸入する者であれば関税局、天然ガス分離製造者である石油法に基づく事業者からガスを購入もしくは取得する者であれば天然燃料局が速やかに第五八条に基づき訴訟手続きをとる。

基金への納付義務のある者が第一段に基づき納付しなかった、もしくは期限後に納付した場合、本法令に基づく罰則のほかに、納付期限末日から一月当たり当該金額の3%の付加金を課し、この付加金も基金納付金であるものとみなす。

第二段に基づく期間の計算において、月の端数は一月と計算する。

### 第三九条

第三五条、第三六条、及び第三七条に基づく基金への納付金は国税法典に基づく支出であるものとみなす。

## 第五章

### 奨励及び支援の基準

#### 第四〇条

省エネルギーを実施しなければならない統制工場もしくは統制建物に加え、そのために必要な機械、設備、道具、使用機器及び資材、あるいは高効率の機械もしくは設備、または省エネルギーのために使用する資材の製造者もしくは販売者は、以下の奨励及び支援を申請する権利を有する。

- (一)本法令に基づく特別手数料の免除申請。
- (二)第二五条に基づく基金からの支援金もしくは助成金の申請。

第一段に基づき省エネルギーを実施する義務のない工場主もしくは建物主、官公庁、あるいは国営企業であっても、省エネルギーを実施するために自己の機械、設備、道具、使用機器もしくは業務管理システムの導入を希望する者は第一段に基づく奨励、支援を申請する権利を有する。

#### 第四一条

第四〇条に基づく奨励及び支援の申請は、基金理事会が定めた規則に従い基金理事会に提出する。

第一段に基づく申請の審査にあたって、基金理事会は専門性を有する個人もしくは研究機関を雇用し、審査を構成するために報告または意見具申させることができる。

基金理事会は国家エネルギー政策委員会が第八条(八)に基づき定めた原則及び要件の方針に従い奨励及び支援の申請認可を審査し、奨励における基金理事会の決定に従うよう、あるいは奨励及び支援措置を受ける者に対し支援するよう関係政府機関に通知する。

エネルギー開発振興局は奨励及び支援措置を受けた者を監督し、第三段に従わせ、基金理事会に報告する任務を有する。

## 第六章

### 特別手数料

#### 第四二条

第九条または第一九条に基づき制定された省令の施行日前に統制工場もしくは統制建物であった場合はその省令の施行日から、あるいは第九条または第一九条に基づき制定された省令の

施行日以後に統制工場もしくは統制建物となった場合は、統制工場もしくは統制建物となった日から三年が経過した時以降に、統制工場主もしくは統制建物主が当該省令に違反した、あるいは従わなかったとき、その統制工場主もしくは統制建物主は本章に基づき電力使用特別手数料を支払う義務を有する。

第一段に基づく電力使用特別手数料は、発電公団、首都電力公団、もしくは地方電力公団から購入、または取得した電力量に従い統制工場もしくは統制建物から徴収する。このとき発電公団法、首都電力公団法、地方電力公団法に基づく電力料金徴収と同一の効力を有するものとみなす。

#### 第四三条

基金理事会は国家エネルギー政策委員会の承認を得て電力使用特別手数料レートを定める。

第一段に基づく電力使用特別手数料レート制定にあたっては、統制工場もしくは統制建物が発電公団、首都電力公団または地方電力公団に支払う電力料金レートと統制工場もしくは統制建物に対する電力生産及び配給における合計コスト間のギャップを考慮する。

第二段に基づく合計コストとは、電力生産システム、配電システムにおける投資金、電力生産における燃料調達費用、保守費用、運営費用、電力システムにおける損失性、その他電力生産における費用とともに、発電公団、首都電力公団または地方電力公団の直接的な義務ではない電力生産により生じる環境または民衆への影響も意味する。

#### 第四四条

第四二条に基づく電力使用特別手数料徴収の必要がある場合、局長は電力使用特別手数料を支払わなければならない統制工場主もしくは統制建物主に文書で通知し、電力使用特別手数料の支払い義務は局長からの通知があった日の翌月の一日から効力を有する。

発電公団、首都電力公団、地方電力公団が統制工場もしくは統制建物からの電力使用特別手数料徴収者となり、毎月の通常の電力料金徴収とともに自己から電力を購入または取得している統制工場もしくは統制建物から特別手数料を徴収し、その特別手数料の徴収日から三〇日以内に基金に納付する。

#### 第四五条

統制工場もしくは統制建物が本章に基づき電力使用特別手数料支払い義務がある間、基金理事会は統制工場もしくは統制建物に対し奨励及び支援申請権を一時的に停止する、あるいは当該統制工場もしくは統制建物が奨励及び支援を受けている場合はその奨励、支援を停止する、あるいは減らすことを審査する。

#### 第四六条

電力使用特別手数料を支払わなければならない統制工場もしくは統制建物が第九条もしくは第十九条に基づき制定された省令に従った時、局長に通知する。

局長は第一段に基づく通知を受けた時、三〇日以内に当該統制工場もしくは統制建物が第九条もしくは第十九条に基づき制定された省令に従ったかどうかを審査し、当該省令に従った行動があったと判断した場合は電力使用特別手数料の徴収中止命令を出し、統制工場もしくは統制建物に通知する。

電力使用特別手数料の徴収中止は翌月一日から適用の効力を有する。

### 第七章

#### 係官

#### 第四七条

本法令に基づく執行のために係官は以下の権限を有する。

(一)検査もしくは審査のために召喚状をもって統制工場主もしくは統制建物主に証言させる、事実関係を告げる、または文面で説明する、あるいは証拠書類を送付させる。

(二)検査もしくは本法令の遵守のために日照時間またはその場所の業務時間内に統制工場もしくは統制建物に立ち入る。ここにおいて、事実関係を聴取する、または工場、建物の状態を記録した書類、工場内、建物内の省エネルギーに係る機械、設備、及びその他の物、その場所におけるいずれかの者の行動を検査する権限、及び機械、設備を検査する権限、検査のためのサンプルとして相当量の資材を持ち出す権限を有する。

#### 第四八条

第四七条(二)に基づく係官の任務遂行において、統制工場主もしくは統制建物主、あるいは関係者、その場所にいる者は相当の便宜を供する。

#### 第四九条

任務遂行にあたって係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。  
係官の身分証明書は省令で定めた様式に従う。

### 第八章

#### 不服申立

#### 第五〇条

第八条第三段に基づく結果通知書を受け取った者で、当該通知書に不服の者は、通知を受け取った日から三〇日以内に大臣に不服を申し立てる。

この場合、エネルギー開発振興局は大臣の決定があり、申立人にその決定の通知があるまで手続を待つ。

#### 第五一条

第四四条第一段に基づく通知書を受け取った者で、当該通知書に不服の者は、通知を受け取った日から三〇日以内に大臣に不服を申し立てる。

不服申立は法律に基づく執行を猶予させるものではない。ただし大臣が一時的に法律に基づく執行を猶予するのが相当と判断した場合はその限りではない。

#### 第五二条

第五〇条及び第五一条に基づく不服申立審査において大臣は速やかに審査する。  
大臣の決定は最終的なものとする。

### 第九章

#### 罰則規定

#### 第五三条

第八条第三段に基づく通知で虚偽の詳細もしくは事由を通知した統制工場主は、三ヶ月以下の禁固、または一五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五四条

第一〇条に基づく局長の命令に従わなかった統制工場主、もしくは第二一条によって準用された第一〇条に基づく局長の命令に従わなかった統制建物主は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五五条

第一一条(一)に従わなかった統制工場主、もしくは第二二条によって準用された第一一条(一)に従わなかった統制建物主は、二〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五六条

第一条(二)(三)(四)または(五)あるいは第一五条に従わなかった統制工場主、もしくは第二二条によって準用された第一条(二)(三)(四)または(五)あるいは第一五条に従わなかった統制建物主は、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五七条

第一条(一)または(二)に基づく省エネルギー面での業績について虚偽の業績を保証した統制工場主、もしくは第二二条によって準用された第一条(一)または(二)に基づく省エネルギー面での業績について虚偽の業績を保証した統制建物主、あるいは第一四条(三)(四)または(六)に基づく省エネルギー面での業績について虚偽の業績を保証した統制工場のエネルギー責任者、もしくは第二二条によって準用された第一四条(三)(四)または(六)に基づく省エネルギー面での業績について虚偽の業績を保証した統制建物のエネルギー責任者は、一ヶ月以下の禁固、または五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五八条

第三五条、第三六条もしくは第三七条に基づき基金に納付しなかった、あるいは納付したが納付しなければならない金額に足りなかった者は、三ヶ月から二年の禁固、または一〇万バーツから一〇〇〇万バーツの罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五九条

係官の第四七条(二)に基づく任務遂行を妨害した、もしくは便宜を供しなかった者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六〇条

本法令に基づき罰を受けなければならない違法行為者が法人である場合、その法人の役員、もしくはマネージャー、あるいは業務責任者をその罰則規定に基づき罰に処する。ただしその違法行為に自己が関係していないことを証明できるときはその限りではない。

#### 第六一条

本法令に基づく一連の犯罪は、大臣が法律における有識者である国の係官から任命した三人からなる科料審査委員会が略式処分で科料を科す権限を有し、違法行為者が科料審査委員会が定めた期間内に科料を支払った時、その事件は刑事訴訟法に基づき終結したものとみなす。

捜査において捜査官が本法令に基づく違法行為者を発見し、その者が略式処分に承諾すれば、捜査官はその承諾があった日から七日以内に第一段に基づく科料審査委員会に送件する。

(おわり)